

変更公告

下記のとおり、令和7年度第1回港湾荷役実動訓練に伴う船舶及び荷役器材等の手配等
入札公告第23号(令和7年4月11日付)の仕様書を一部変更する。

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会 計 課 長 田 尾 正 輝

項 目	変更前	変更後
2項 (2)	イ フォークリフト 23t以上のフォークリフト(1台)	イ フォークリフト又はリーチスタッカー 23t以上のフォークリフト又はリーチスタッ カー (1台)
5項 (3)		(キ号に続き、新たにク号を設ける) ク 業者は、 フォークリフト又はリーチスタッカー を使用にあたり、役務実施期間を通じて官側の 指定する場所に、コンテナを移動するオペ レーターを配置するものとする。
5項 (4)	付紙のとおり変更	

入札及び契約事項に関する問い合わせ先	仕様・履行等に関する事項の問い合わせ先
〒615-8103 京都府京都市西京区川島六ノ坪 陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処会計課 担当 毛利 TEL 075-381-2125(内線341) FAX 075-381-8881	〒615-8103 京都府京都市西京区川島六ノ坪 中央輸送隊第4方面分遣隊総務科 担当 安部 TEL 075-381-2125(内線431)

5項(4)アについて次のように変更する。

連番	変更前		変更後	
	重量(kg)	重心	重量(kg)	重心
1	3,100	中央	0	中央
2	3,100	偏心させる	0	中央
3	3,500	中央	0	中央
4	3,500	中央	0	中央
5	3,800	中央	0	中央
6	4,000	中央	0	中央
7	4,000	中央	4,000	中央
8	4,000	偏心させる	4,000	偏心させる
9	4,500	中央	0	中央
10	4,500	偏心させる	0	中央
11	4,500	偏心させる	0	中央
12	5,500	中央	0	中央
13	5,500	偏心させる	5,500	偏心させる
14	6,000	中央	6,000	中央
15	6,000	中央	0	中央
16	13,200	中央	13,200	中央
17	13,200	偏心させる	0	中央
18	13,200	偏心させる	0	中央
19	2,000	偏心させる	2,000	偏心させる
20	2,000	偏心させる	0	中央
21	0	中央	0	中央
22	0	中央	0	中央
23	0	中央	0	中央

仕様書 (変更後)

仕 様 書

名 称	令和7年度第1回港湾荷役実動訓練に伴う船舶及び荷役器材等の手配等	作成部隊	中央輸送隊 第4方面分遣隊
作成年月日	令和7年4月21日	仕様書番号	中輸4分遣-1

1 適用範囲

本仕様書は、令和7年度第1回港湾荷役実動訓練に伴う船舶及び荷役器材等の手配等について規定するものとする。

2 用語の定義

(1) 港 湾

高知新港

(2) 荷役器材

ア クレーン

定格重量130t以上のクレーン（オールテレーンクレーン）（1台）

イ フォークリフト又はリーチスタッカー

23t以上のフォークリフト又はリーチスタッカー（1台）

(3) 船舶

貨物船299総トン型の貨物船舶

(4) コンテナ

20ft コンテナ（23本）

3 役務実施時期

(1) 船舶、荷役器材及びコンテナの手配

ア 船 舶

令和7年6月26日（木）～6月27日（金）

イ 荷役器材

令和7年6月23日（月）～6月27日（金）

ウ コンテナ

令和7年6月23日（月）～6月27日（金） 23本

(2) 配送及び回収時期並びに場所

ア 配 送

(ア) 船 舶

令和7年6月26日（木） 高知新港

(イ) 荷役器材

令和7年6月23日（月） 高知新港

(ウ) コンテナ

令和7年6月23日（月） 高知新港 23本

イ 回 収

(ア) 船 舶

令和7年6月27日（金） 高知新港

(イ) 荷役器材

令和7年6月27日（金） 高知新港

(ウ) コンテナ

令和7年6月27日（金） 高知新港

4 役務内容

- (1) 港湾使用に係る調整及び業務
- (2) 船舶の手配及び維持管理
- (3) 荷役器材及びコンテナの手配
- (4) 港湾への荷役器材、コンテナの配送及び回収
- (5) 港湾における荷役器材操作に係る事項

5 役務の細部要領

(1) 港湾使用に係る業務

- ア 港湾における使用岸壁及び使用地域に関する手続等は、業者所定とするものとする。
- イ 岸壁保護の処置については、港湾管理者の指導に基づき実施するものとする。
- ウ タグボートの使用等、港湾使用に係る必要な申請及び調整等は、業者が実施するものとする。
- エ 港湾での訓練地域として、コンテナ23本を集積でき、クレーンによる船舶の荷役訓練が実施できる地域を確保するものとする。
- オ 夜間の荷役器材及びコンテナの管理は業者が行うものとするものとする。

(2) 船舶の手配及び維持管理

業者は、港湾への船舶の入・出港に係る必要な申請及び調整等を実施するものとする。

(3) 荷役器材及びコンテナの手配

- ア 荷役器材は、レンタルで利用できるものとする。
- イ 荷役器材及びコンテナについては、正常な機能を発揮できる器材とするものとする。
- ウ 荷役器材及びコンテナについては、通常使用時での故障は、業者が負担とするものとする。
- エ 借用期間中、故障・不具合が発生した場合は、速やかに業者による修繕又は代替品の手配をするものとする。
- オ 業者は、クレーンによるコンテナ吊上げに必要な資材（20t以上吊上可能な吊具（ワイヤー））を用意するものとする。
- カ 船舶及び荷役器材については、任意保険加入（保険含む及び免責0円）するものとする。
- キ 業者は、船舶でのコンテナの保定具（バーチカルスタッカー等）を準備するものとする。
- ク 業者は、**フォークリフト又は**リーチスタッカーを使用にあたり、役務実施期間を通じて官側の指定する場所に、コンテナを移動するオペレーターを配置するものとする。

(4) コンテナの重量の作為

ア 業者は、各コンテナのバラストの重量を下記の通り作為するものとする。

連番	重 量 (k g)	重心
1	0	中央
2	0	中央
3	0	中央
4	0	中央
5	0	中央
6	0	中央
7	4, 0 0 0	中央
8	4, 0 0 0	偏心させる
9	0	中央
1 0	0	中央
1 1	0	中央
1 2	0	中央
1 3	5, 5 0 0	偏心させる
1 4	6, 0 0 0	中央
1 5	0	中央
1 6	1 3, 2 0 0	中央
1 7	0	中央
1 8	0	中央
1 9	2, 0 0 0	偏心させる
2 0	0	中央
2 1	0	中央
2 2	0	中央
2 3	0	中央

イ 各コンテナの重量について、上記重量の上下限 0.5 t 以内の誤差は許容するものとする。

ウ 各コンテナの重量物については、業者指定とする。

エ 各コンテナ内の重量物の保定・縛着については、業者が実施するものである。

(5) 港湾への船舶の配送

ア 6月26日（木）朝の別に示す時期・場所に配送するものとする。

イ 船舶の配送要領は、業者所定とするものとする。

(6) 港湾への荷役器材及びコンテナの配送

ア 6月23日（月）午後の別に示す時期・場所に配送するものとする。

イ 荷役器材及びコンテナの配送要領は、業者所定とするものとする。

(7) 港湾からの荷役器材、船舶及びコンテナの回収

ア 6月27日（金）午後の別に示す時期・場所から回収するものとする。

イ 荷役器材及びコンテナの回収要領は、業者所定とするものとする。

(8) 港湾における荷役器材操作に係る事項

ア 業者は、クレーンの使用にあたり、役務実施期間を通じて官側の要員を指導し得るオペレーターを配置するものとする。

イ 業者は、官側が実施するクレーンのカウンターウエイトの取付け及び取外しについて指導するものとする。

（但し、業者側で安全上の問題がある場合は、この限りではない。）

6 その他

(1) 報 告

ア 報告時期及び内容

毎朝 8 時までに本船の異状の有無

イ 報告先

官側の別に示す者

(2) 情報保全処置及び不測事態対処

ア 情報保全処置

本契約に基づく役務の履行間及びこれに伴う調整等において知り得た情報（品目、数量、構造、性能、自衛隊の行動に関する事項等）の流失防止するものとする。

イ 不測事態対処

(ア) 船舶の遅延及び運航困難な状況が生起した場合は直ちに報告する等、速やかに対処するものとする。

(イ) 報告内容

a 発生した日時及び場所

b 現地調整者（所属、氏名及び連絡先）

c 状況（不測事態を解明するための写真等を含む）

d 発生の原因

e 調査要領（調査組織、調査の流れ、調査場所、調査内容）及び調査日程

f 傷病者発生時の応急処置状況

g その他、官側が要求する事項

(3) 船舶及び荷役器材等の損傷等に関する責任

官側が操作を実施している場合において明らかに官側の誤操作又は業者側の指導に従わなかった場合の損傷は、官側の責任とするものとする。

(4) 船舶及び荷役器材の燃料

船舶及び荷役器材使用間における燃料補充は業者側が実施するものとする。

(5) その他、本仕様書で定めのない事項及び役務の履行が困難になった場合は別途協議するものとする。

作成責任者

中央輸送隊第 4 方面分遣隊長

3 等陸佐 北 芝 博 一